

歯および口腔の健康づくり推進条例の基本的な構成(案)

1. 目的

条例の制定目的を規定します。



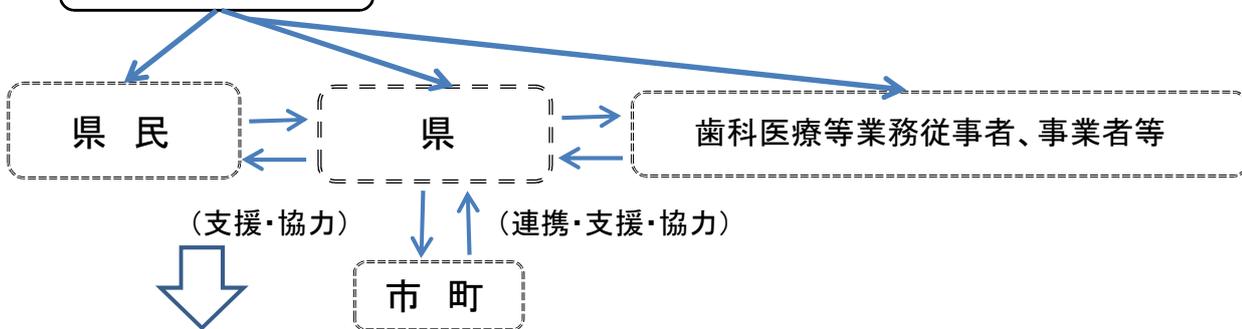
2. 基本理念

条例の制定目的を達成するための基本的な考え方を規定します。



3. 責務・役割

基本理念を踏まえて、関係する各主体の責務・役割を規定します。



4. 推進計画の策定

歯および口腔の健康づくりに関する施策を推進するため、推進計画の策定について規定します。



5. 推進計画に基づく施策の推進

歯および口腔の健康づくりのために推進する基本的な施策について規定します。

(主な規定例)

- (1) 定期的な歯科検診の受診等の促進
- (2) 要介護者等に係る歯科検診等の機会の確保およびこれを提供する環境整備
- (3) 歯および口腔の健康づくりに関する知識の普及・啓発、学習機会の提供等
- (4) 歯および口腔の健康づくりに関する調査研究、情報収集等
- (5) 歯および口腔の健康づくりを担う者の育成およびその資質の向上
- (6) 歯および口腔の健康づくり週間の設定
- (7) 推進体制の整備、推進協議会の設置、実施状況の公表 等

6. その他

その他歯および口腔の健康づくりの推進を図るために必要な事項について規定します。

- ・ 財政上の措置 等

